○農林水産省告示第二百三十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成二十五年農林水産省告示第三千八十号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）（ＪＡＳ　〇三六〇）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十二年農林水産省告示第五百一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○総務省告示第四十五号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日

総務大臣　林　芳正

○農林水産省告示第二百三十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、構造用パネルについての検査方法（昭和六十二年農林水産省告示第五百号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百四十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況御視察等のため、三月二十五日から同月二十六日まで岩手県及び宮城県へ行幸啓になる。

令和八年二月二十六日

宮内庁長官　黒田武一郎

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況御視察のため、四月六日から同月七日まで福島県へ行幸啓になる。

令和八年二月二十六日

宮内庁長官　黒田武一郎

○外務省告示第七十二号

令和八年二月三日にダッカで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定は、同日に効力を生じた。

令和八年二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、

安全保障の分野における両締約国政府の間の既存の協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国及び国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1　一方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。当該事業は、国際の平和及び安全に寄与するためのもの、共同研究、共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障協力及び防衛協力を強化するためのものとする。

2　個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として、合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、二の国別委員部で構成される。日本側委員部は、次の者で構成される。

防衛省の一の代表者
外務省の一の代表者
経済産業省の一の代表者

バングラデシュ側委員部は、次の者で構成される。

国防省の一の代表者
外務省の一の代表者
財務省の一の代表者
首相府軍務局の一の代表者

バングラデシュ人民共和国政府によって指定される関係当局からそれぞれ一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第四項に規定するその電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者とする。	
一　ビッグローブ株式会社	一　ビッグローブ株式会社
二　［略］	二　［同上］
三　［略］	三　［同上］
四　［略］	四　［同上］
五　日本通信株式会社	［新設］

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。